

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問 1】および【設問 2】に答えなさい。

【事例】 AにはXとBの2人の子がいた。Aが死亡し、XとBが共同相続人となったが、その後Bが死亡し、Bの妻Yが単独の相続人となった。甲土地はもとCが所有し、その旨登記されていたが、CからBに売買を原因とする所有権移転登記がなされ、Bの死亡後、BからYに相続を原因とした所有権移転登記がされている。

Xは、甲土地は生前AがCから購入したが、税金対策を理由にB名義で移転登記がされたにすぎず、正しくはAの相続財産である、と主張して、Yを被告として、共有持分権に基づく所有権移転登記手続請求訴訟を提起した。Yは、甲土地は、CからBが直接購入し、Bの死亡によりYが相続したものであると反論した。

裁判所は、弁論準備手続を開催し、争点および証拠を整理したところ、甲土地はもとCの所有に属したこと、XとBがAの相続人であること、YがBの相続人であることについては、当事者双方に争いがなかった。これに対し、Cから甲土地を購入した者がAであるとするXの主張につき、Yは否認した。また、Yが提出した書証からは、BがAの日常生活の面倒をよく見ていたのでAの死亡時には甲土地をBに贈与する意思を有していたことが判明した。裁判所が、この点につきYに質問したところ、Yは、仮にCから甲土地を購入した者がAと判断されるときは、Aの死因贈与によってBが甲土地の所有権を取得したとの主張を予備的に追加した。これに対し、Xは、このYの予備的主張を認めると陳述した。

裁判所は、以上を踏まえて弁論準備手続を終了し、口頭弁論を開催して、Cから甲土地を購入した者がAであるかどうかにつき、Xが申請した証人Dの尋問を行うこととした。

【設問 1】裁判所は、Cからの甲土地を購入した者はAであるとの心証を抱いた場合、甲土地のAからBへの死因贈与につき、証拠調べなしに認定することができるか。（配点 25 点）

【設問 2】証人Dの尋問のために開催された口頭弁論期日において、Xは、Yが弁論準備手続で追加した予備的主張を認める旨の陳述をした点につき、「Yの言い分をよく考えることなく認めてしまったが、やはり不都合なのでこれを撤回する」と陳述した。Xによる撤回は許されるか。（配点 25 点）